

[<カード振込入金サービス>利用規定]

(2021年8月改定)

株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます）のカード振込入金サービス（以下「本サービス」といいます）の利用を申し込む企業（以下「契約者」といいます）は、本サービスに関しては本利用規定および当行が別途定める「<カード振込入金サービス>利用ルール」（以下「利用ルール」といいます）が適用されることを承諾の上、本サービスの利用を申し込むものとします。なお、本サービスの利用の申込みは、契約者が当行に「カード振込入金サービス利用申込書兼手数料引落依頼書」を提出することにより行うものとし、当行がこれを受領することにより、契約者と当行との間で、本サービスの基本契約（以下「本基本契約」といいます）が締結されるものとします。

1. サービス内容

- (1) 当行は、契約者の従業員（なお、本利用規定において「従業員」とは、法人または営業性個人である本人の代理人または使用人その他の本人のためにまたは本人としてカードを使用する正当な権限を有する者（自然人）を意味します）が下記1. (3)に定める手続きに従い当行が発行した振込入金専用カード（以下「カード」といいます）によりATMを利用し預入れを行ったとき、または第三者利用者（なお、本利用規定において「第三者利用者」とは、契約者の従業員以外の者で、利用ルールに基づき当行との間でカード利用契約が締結された者をいいます）がカードによりATMを利用し振込みを行ったときに、下記2. (1)に定める手続きに従い預入金または振込金を受け入れます。
- (2) 契約者は、契約者の従業員による預入れおよび第三者利用者による振込みのために、普通預金口座（以下「振込入金専用口座」といいます）を開設します。なお、振込入金専用口座に関し、下記2. (1)①に定める手続きに従い振替がなされるまでの間、契約者は、普通預金払戻請求書により振込入金専用口座開設店においてのみ払戻しを請求することができるものとします。
- (3) カードの発行手続きは、次のとおりとします。
 - ① 当行は、契約者または第三者利用者からのカードの発行の申込みに対し、所定の審査を行った上でカードの発行を行います。なお、当行は、審査の結果によっては、申込みを承諾しない場合があります。
 - ② 契約者の従業員がカードを利用する場合には、契約者がカードの発行を申し込むものとし、この場合、契約者は「振込入金専用カード申込書」を当行に直接提出します。
 - ③ 第三者利用者がカードを利用する場合には、第三者利用者がカードの発行を申し込むものとし、この場合、契約者は、第三者利用者をして「振込入金専用カード申込書」および第三者利用者にかかる取引時確認書類を直接または契約者を經由して当行に提出させます。当行は、第三者利用者に対してカードを発行する場合には、直接第三

者利用者に交付し、または契約者を經由して第三者利用者に交付します。

- ④ カードの紛失等により、契約者または第三者利用者がカードの再発行を受ける必要が生じた場合の手続きについては、上記①から③までの規定を準用します。
- (4) カードは、契約者の従業員による預入れまたは第三者利用者による振込みのためにのみ利用できるものとし、出金のために利用することはできません。
- (5) カードの所有権は当行に帰属するものとします。
- (6) 契約者、契約者の従業員および第三者利用者は、カードについて、他人への貸与、譲渡その他の処分をすることはできません。ただし、第三者利用者が法人または営業性個人である場合には、利用ルールに従い、その従業員も、カードを利用することができます。

2. 利用方法

- (1) 契約者の従業員が預入れを行った場合または第三者利用者が振込みを行った場合において、当行が預入金および振込金を受け入れる際の手続きは、次のとおりとします。
 - ① 契約者は、別途当行と契約する「資金自動集中配分サービス」の依頼書の内容に従い、振込入金専用口座に預入れまたは振込入金された金額の全額（ただし、上記1. (2)に基づき契約者が普通預金払戻請求書により払い戻しを受けた金額を除きます）を、契約者が別途指定する預金口座（普通預金口座または当座勘定に限ります）に振り替えることを、当行に対し依頼するものとします。
 - ② 契約者は、当行所定の手続きにより成立した預入れまたは振込入金について、取り消すことができないものとします。
- (2) 契約者は、振込入金専用口座への入金明細の確認を、契約者が別途利用する当行の「パソコンバンクWeb21」等を通じて行うものとします。ただし、当行が特に認めた場合には、当行は振込入金専用口座への入金明細が記載された帳票を契約者に送付するものとします。
- (3) 本サービスを利用できるATMの範囲は、以下のATMのうち、当行所定の手続きにより契約者が選択したものに限り、以下のATMのうち、イーネット、ローソン銀行、セブン銀行のATM（以下「共同利用型ATM」といいます）
 - ① 当行がその有人店舗および無人出張所に設置しているATM
 - ② 他行との共同出張所のうち、イーネット、ローソン銀行、セブン銀行のATM（以下「共同利用型ATM」といいます）
- (4) 契約者は、契約者の従業員および第三者利用者をして利用ルールを遵守させるものとします。

3. 手数料

契約者は、本サービスに関し、当行所定の手数料（カード発行手数料を含みます）を当行に支払うものとし、当行は、当該手数料を、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出、カードまたは当座小切手の提出な

しに、当行所定の手続きにより契約者が指定する手数料引落口座から、当行所定の日に自動的に引き落とすものとします。

4. 免責事項

(1) ATMの障害等

当行ATMの回線故障や共同利用型ATMの不具合等、当行に帰すべからざる事由によりATMを利用することができないことにより損害が生じた場合であっても、当行は責任を負わないものとします。

(2) 強制解約、取引制限による損害

当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本契約の強制解約や本取引の制限により契約者に損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。また、当行に損害が生じた場合は、契約者がその責任を負うものとします。

(3) カードの不正利用

カードの盗難や紛失、回収漏れ等、契約者の管理不足により発生する一切のトラブルとそれに伴って発生する損害について、当行は責任を負いません。

(4) サービスの提供

本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合または誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5) その他

当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。

また、当行の責めに帰すべき事由がある場合におきましても、当行の損害賠償責任は純粋に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限り、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる損害等について当行は責任を負いません。

5. ATM運営上の問題解決

本サービスの利用により、ATMの運営に問題が発生した場合には、当行は契約者に改善を求めることができます。当行が改善を求めた場合には、契約者はその改善申入れに対し誠実に対応するものとします。

6. 届出事項の変更等

(1) 連絡先の届出

当行は契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

(2) 届出事項の変更

当行に対する届出事項に変更がある場合、契約者は直ちに当行所定の方法により取引店あてに届け出るものとします。

(3) 通知等の到着

当行が 6. (1) の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。なお、届出を行った変更等の内容が反映するまでには当行所定の期間がかかります。反映期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

7. 本利用規定の変更

当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとします。

契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1ヶ月以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更同意しない旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。

また、変更同意しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本基本契約を解約することができるものとします。

8. 反社会的勢力の排除

(1) 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約

します。

- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①から④までの行為に準ずる行為
- (3) 契約者は、自らの下請業者または再委託先業者（下請または再委託が数次にわたるときには、その全てを含みます。以下同じ）が反社会的勢力または上記8. (1)①から⑤までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約し、また、当該業者が上記8. (2) ①から⑤までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。万一、これらの表明または確約に反する事実が判明した場合には、契約者は、ただちに当該業者との契約を解除し、またはその他の必要な措置を採るものとします。

9. 解約等

(1) 都合解約

- ① 本基本契約は、当事者の一方が他方に対して当行所定の方法により通知することによりいつでも解約することができるものとします。なお、契約者が本基本契約を解約する場合には、契約者は事前に契約者の従業員および第三者利用者に通知を行うものとします。
- ② 上記9. (1)①の規定に基づき本基本契約が解約されたことにより契約者に損害が生じた場合であっても、当行は契約者に対して一切責任を負いません。

(2) 強制解約

以下の事由が一つでも生じた場合は、当行は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの提供を停止し、本基本契約を解約することができるものとします。その際、1. (2) に定める振込入金専用口座や2. (1)①に定める資金自動集中配分サービスについても、当行は同様に解約することができるものとします。契約者はこれに異議を申し出ないものとします。

- ① 契約者が、当行に支払うべき本サービスの手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき
- ② 契約者が、手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- ③ 契約者について、支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立てがあったとき、または契約者の財産について仮差押、保全差押、差押もし

くは競売手続開始があったとき

- ④ 上記9. (2)②および③の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断したとき
- ⑤ 契約者が、解散その他営業活動を休止したとき
- ⑥ 契約者について、申込書または本利用規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明したとき
- ⑦ 1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がないとき（ただし、上記3. に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます）
- ⑧ 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる国内外の法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断したとき、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断したとき
- ⑨ 契約者による当行との取引約定違反、本サービスの提供に影響を与える法令・規則等の制定・変更等、当行が本サービス中止を必要とする相当の事由が生じたとき
- ⑩ 契約者が、反社会的勢力または上記8. (1)①から⑤までのいずれかに該当したとき
- ⑪ 契約者が、上記8. (2) ①から⑤までのいずれかに該当する行為をしたとき
- ⑫ 契約者が、正当な理由なく上記8. (3)の規定に違反したとき
- ⑬ 契約者が、上記8. (1)、8. (2)または8. (3)の表明または確約に関して虚偽の申告をしたとき
- ⑭ 契約者について、相続の開始があったとき
- ⑮ その他、契約者が本利用規定に違反したとき
- ⑯ 契約者の従業員または第三者利用者が、利用ルールに違反したとき

(3) 取引の制限

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行は契約者に事前に通知することなく、本規定に基づく取引の全部または一部を制限することができるものとし、契約者はこれに異議を申し出ないものとします。ただし、取引が制限された場合であっても、資料の提出や契約者の説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は当該取引の制限を解除するものとします。

- ① 当行が、カード利用者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、契約者が当該依頼に対し、正当な理由なく当行が別途定める所定の期日までに提出をいただけない場合
- ② 上記①の確認や資料の提出依頼に対する契約者の対応、具体的な取引の内容、契約者の説明内容およびその他の事情に照らして、本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利

用されるおそれがあると認められる場合

(4) 本サービスの休止

当行は、本システムに関する運用上または技術上やむを得ない事由が生じた場合には、事前に契約者に通知することなく、本サービスを一時的に休止できるものとします。

(5) 本サービスの停止・廃止

当行は、30 日前の事前の通知（当行の電子署名を付した電子データによる通知も含むもの）をもって本サービスを停止または廃止することができます。ただし、緊急やむを得ない場合、当行は事前の通知をすることなく、本サービスを一時的に停止または廃止することができます。本サービスを廃止する場合には、当該廃止の効力が生じた時点において、本契約は終了するものとします。

10. 解約後におけるカードの返却

上記9.(1)(2)の規定に基づき本基本契約が解約され、もしくは、上記9.(3)の規定もしくは利用ルールの規定によりカードの全部または一部の利用が停止された場合、契約者は、契約者の従業員および第三者利用者からカードを回収の上当行に返却し、または、これらの者をしてカードを当行に返却させるものとします。

11. 契約期間

本基本契約の当初契約期間はサービス開始日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出ない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

12. 各種規定の準用

本利用規定の定めのない事項については利用口座にかかる各種規定、振込規定、「資金自動集中配分サービス利用規定」および利用ルールにより取り扱うものとします。

13. 準拠法と管轄

本利用規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本利用規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上